

不動産鑑定業者（宮城県知事登録）の「更新」の登録

手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 3 項
手続対象者	宮城県知事登録の不動産鑑定業者で有効期間（5 年）の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者
提出時期	有効期間（5 年）満了の日前 30 日まで 〔法施行規則第 27 条〕
手数料	12,400 円 窓口への申請：県庁内のセルフレジでお支払いし、申請書に領収書を貼付してください。 電子申請システム：電子決済でお支払いください。（クレジットカード、QRコード）

【提出書類】

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	登録申請書	別記様式第七 表（第一面）	○	○
		裏（第二面）	○	○
2	不動産鑑定業経歴書	別記様式第八 添付書類（イ）	○	○
3	事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面	別記様式第八 添付書類（ロ）	○	○
4	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書 法人：「当社は」及び「私共役員は」（役員 1 名の場合「私は」） 個人：「私は」	○	○
5	法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面	専ら当該事務所においての勤務を命じたことを証する書面（辞令、異動通知等の写し） ※ 1 申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合は不要（登録申請書第二面にその旨を付記）	◇※ 1	◇※ 1
6	その他国土交通省令で定める書面	定款または寄付行為	○	—
		登記事項証明書	○	—
		略歴書：登録申請者（法人である場合にはその役員）、 専任不動産鑑定士 略歴書一覧	○	○
7	住民票の抄本等	※ 2 住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要	—	◇※ 2

※誓約書、略歴書等の署名欄のある書類及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）については、原本での提出が必要となります。そのため、電子申請であっても申請内容を確認後、原本の郵送又は持参をお願いします。

※手数料の支払いについては、電子申請では電子決済のみとなります。窓口への申請では、県庁にお越しいただいてセルフレジでの支払いとなります。令和 8 年 3 月までは、宮城県収入証紙を貼付して申請することが可能です。

提出部数	正本一通及び副本二通（※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。） 〔法に基づく公告の方法及び書類の提出部数を定める規則第 3 条〕
提出・問い合わせ先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県企画部地域振興課 土地対策班 TEL 022-211-2441

オンラインによる申請手続きの流れ（新規・更新）

利用者登録・事前準備



申請書類の作成・送信



受付状況の確認



内容確認・審査・補正



原本郵送又は持参



手数料納付



審査完了



受理



新規・更新登録の決定



決定通知（郵送）

LoGo フォームへの利用者登録を行い、申請者 ID 及びパスワードを取得します。

また、申請事項に公的書類等の添付書類がある場合は、書類を取得し、取得書類を電子化（スキャニングし、PDF 化）する等の事前準備をします。

※一部書類は、内容確認後、原本を郵送又は持参してもらう必要があります。

通常の申請（窓口申請）と同様の新規・更新登録申請書を作成してください。作成に当たって、新規・更新登録申請書ほか様式については、ホームページからダウンロードできます。

取得した申請 ID 及びパスワードを入力し、申請内容入力画面にログインし、申請を行ってください。

申請者情報、担当者名及び連絡先を入力の上、電子化（PDF 化等）した申請書類を項目ごとに添付して、送信します。送信可能データは PDF 形式等のデータ（添付できないファイル拡張子 exe、bat、sh）になります。

適切に送信が完了すると、登録されたメールアドレス宛に申し込み案内通知が届きます。

この時点ではまだ受付完了していません。

LoGo フォームにログインすると、マイページにて宮城県による審査状況が確認できます。

宮城県による申請内容確認後、申請時に入力されたメールアドレス宛に、宮城県からの連絡通知が届きます。

申請内容に不備がなかった場合は、添付書類の原本の郵送又は持参についてご案内しておりますので、ご確認ください。

申請書類に不備があった場合には、補正通知が届きます。内容によって補正方法は異なりますので、通知内容をよくご確認ください、適切な方法で補正を行います。

補正完了後、添付書類の原本の郵送又は持参についてあらためてご案内しますので、ご確認ください。

宮城県による添付書類原本の受領・確認後、申請時に入力されたメールアドレス宛に、手数料納付のご案内が届きます。

メール記載の内容にしたがって、電子納付を行ってください。

※手数料納付時に決済用のパスワードが必要になります（手数料納付のご案内の際にパスワードを送信します。）。

※手数料は、クレジットカード等での納付となります。

※納付期限を過ぎないようにご注意ください。

手数料納付を確認後、申請時に入力されたメールアドレス宛に、受付完了通知が届きます。

この時点で受理完了となります。

受付完了後、宮城県で新規・更新登録に係る決定手続きを行います。

新規・更新登録の決定後、郵送にてあらためて通知いたします。